

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

教 育 未 来 委 員 会 記 録

日	令和7年7月25日（金）（閉会中）				
時	午後2時30分 開議（ 休 憩 な し ） 午後3時39分 散会				
場 所	第4委員会室				
出席委員	阿 部 智	岡 崎 純 子	吉 川 英 二	渡 邊 惟 大	
	青 山 雅 紀	伊 藤 隆 広	松 坂 吉 則	麻 生 紀 雄	
	盛 田 眞 弓	宇留間 又衛門			
欠席委員	な し				
担当書記	市 場 涼 介 板 屋 美 穂				
説 明 員	こども未来局				
	こども未来局長 大町 克己	こども未来部長 山口 美登里			
	幼児教育・保育部長 小名木 啓一	こども未来部参事（東部児童相談所長事務取扱） 秋庭 慎輔			
	こども企画課長 高澤 賢一	健全育成課長 加曾利 道人			
	こども家庭支援課長 宇野 貴博	幼保支援課長 上田 昌弘			
	幼保運営課長 小林 崇	幼保指導課長 田中 智紀			
	職員担当課長 品 純久	保育所指導担当課長 渡邊 かおり			
	総括主幹 下川 華揚子				
	教育委員会				
	教育長 鶴岡 克彦	教育次長 中島 千恵			
	教育総務部長 西 公厚	学校教育部長 川名 正雄			
	生涯学習部長 大塚 暁	学校教育部参事（教育改革推進課長事務取扱） 松田 昌幸			
	教育職員課長 川島 政美	学事課長 小林 公人			
	教育指導課長 小石 伸一	教育支援課長 高橋 泰雄			
	保健体育課長 太刀川 裕	生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長 高桑 太綱			
	総括主幹 石毛 実				
	調査案件	教職員の性暴力事案と本市の対策について			
	その他				
	委 員 長 阿 部 智				

午後 2 時 30 開議

○委員長（阿部 智君） ただいまから教育未来委員会を開きます。

本日は、お手元に配付しております進め方の記載のとおり、教職員の性暴力事案と本市の対策についての所管事務調査を実施いたします。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たりましては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

教職員の性暴力事案と本市の対策について

○委員長（阿部 智君） それでは、調査に入ります。

委員の皆様は、サイドボックスのしおり 1 番、教育委員会の所管事務調査資料をお開きください。

教職員の性暴力事案と本市の対策につきまして、順次、当局の説明をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部長の西でございます。よろしくをお願いいたします。

教職員の性暴力事案と本市の対策について御説明いたします。申し訳ありません、着座にて説明いたします。

初めに、1、千葉市の教職員の逮捕及び起訴案件についてであります。

資料は 3 ページを御覧ください。

まず、1、事案概要ですが、令和 7 年 5 月 11 日 日曜日、午後 4 時 20 分頃、市立小学校教諭が千葉県市原市内の公園から男児小学生を誘い出し、路上に止めていた車の中で体を触ったことにより、千葉県警察市原署が、6 月 16 日 月曜日朝、わいせつ目的誘拐と不同意わいせつの疑いで同教諭を逮捕したものであります。

男児は、別の学校の児童で、同教諭とは面識はなく、同教諭は自分の車に乗せて触ったことに間違いないと容疑を認めており、触ってみたいという性的感情を抑えきれなかったと供述しているとのことであります。

なお、教育委員会には、事件のあった当日の朝、校長が市原署から同教諭の逮捕の連絡を受けた後、直ちに電話により報告を行っております。

次に、2、経過であります。同教諭は、その後、7 月 4 日 金曜日、千葉地方検察庁により起訴をされております。

次に、4 ページをお開きください。

3、市教育委員会の主な対応です。

事件当日の 6 月 16 日に市教育委員会職員が学校に入りまして、速やかに支援体制を構築するとともに、翌 17 日には児童を対象とした臨時集会、それから 18 日には保護者説明会をそれぞれ開催し、謝罪と説明を行いました。6 月 21 日には後任の教員を配置したほか、6 月 27 日 金曜日には臨時の全体校長研修会を開催し、綱紀の保持の徹底及び信用失墜行為の根絶について、改めて周知を行いました。

次の 5 ページをお開きください。

この臨時の全体校長研修会でですけれども、教育長からは、今後、二度とこのような不祥事が

起こることのないよう、所属職員へ教育公務員であることの自覚を促し、法令遵守及び服務規律の徹底について再確認し、管理監督の地位にある校長自らが姿勢を正し、所属職員の監督に努めることについて直接伝達を行いました。

なお、教育職員課からは、校内研修の場を活用し、所属職員に対し、今回の研修会の内容を伝達するよう依頼をしております。

6 ページをお開きください。

次に、4、今後の対応と方向性であります。

市教育委員会と小中学校長会、それから当該学校が連携をし、心のケア、学習保障の確認、支援等を進めております。

一方、当事者の処分につきましては、引き続き事実関係を確認し、厳正に対処してまいります。

次に、5、再発防止の取組ですが、引き続きコンプライアンス研修や、毎月、教職員向けに発行しておりますコンプライアンス通信などを活用し、法令等の遵守を徹底するよう、繰り返し注意喚起を行ってまいります。

また、状況に応じて、過去に指導等を受けたことがある教職員や、そのような教職員を部下に持つ校長に対しまして、面接の機会を拡充するとともに、精神科医や臨床心理士等による面談を進めることにより、管理職による見守りの強化及び個人が抱える問題の早期発見に努めてまいります。

続きまして、2、名古屋市の主幹教諭が主催したSNSグループチャットで画像を共有した事件についてであります。

8 ページを御覧ください。

初めに、1、事案概要ですけれども、令和7年6月24日火曜日に、名古屋市の小学校教員が女儿の下着を盗撮し、SNSのグループで共有したとして、性的姿態等撮影・性的影像記録提供等の容疑で逮捕されました。

起訴状によりますと、令和6年9月26日木曜日、当時9歳の女儿の下着をデジタルカメラで盗撮し、翌27日に複数の教員が参加するグループチャットに画像を送信いたしました。同教諭は、SNSのグループを開設した上で、参加するメンバーを管理し、このグループには小学校や中学校の教員10人近くが参加をしたと見られております。

なお、同教諭は、教頭に次ぐポストの主幹教諭でありまして、学校行事などの撮影をする立場でありました。

2の経過ですけれども、同教諭は7月15日火曜日に起訴されております。

このほか、7月11日金曜日には、1月に女儿の下着を盗撮し、動画を共有したとして、グループチャットに加わっていた横浜市の小学校教員が起訴されております。

なお、SNSのグループは、駅のホームで女儿のリュックサックに体液をかけて逮捕され、6月30日に懲戒免職となりました名古屋市の元小学校教員の携帯電話の解析結果から、その存在が判明をしたとのことであります。

9 ページをお開きください。

次に、3、名古屋市教育委員会の対応ですけれども、逮捕の当日、6月25日に、教育長から各職員に対し、服務規律の確保について通知、それから同教諭の在籍校において保護者説明会

を開催しております。

また、全校を対象に、校内に盗撮機器が設置されていないか、複数の教職員の目視による調査を実施するとともに、同教諭が勤務していた小学校では、教職員による調査に加え、民間警備会社が更衣室を探索したと報道されております。

7月10日木曜日に、教育長訓示を行うとともに、当該校では、今回の調査で盗撮機器が発見されなかったことから、事件後、中止をしておりました児童の着替えを伴う体育の授業を再開したとのことであります。

また、7月中にも、弁護士などをつくる第三者委員会を立ち上げ、市立の学校や児童福祉施設などの教員、職員に対してアンケートを行い、不審な動きを見かけたことがないかなど調査するほか、教員の不審な動きなどについて子供から相談を受けた場合に、保護者が通報できる窓口を近く設置するとのことであります。

なお、本事案に関してでございますが、本市の教職員が関与しているという情報は、現時点ではございません。

続きまして、10ページをお開きください。

次に、7月10日に開催をされました文部科学省の緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議について御説明をいたします。

本会議では、7月1日付通知、児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底についての周知と対応について説明がありました。

まず、1つ目といたしまして、研修の実施についてであります。

本市では、7月11日付で各学校へ服務規律の確保の徹底に係る通知を発出し、あわせて今後開催する外部有識者による教職員研修におきましても同様の周知を行う予定としております。

続きまして、11ページを御覧ください。

本市通知の概要ですけれども、教職員個人所有のスマートフォン等の私的な端末の教室等への持込みや、児童生徒等の画像及び学校所有等の端末を管理職の許可なく学校外に持ち出すことを禁止することを内容としております。

続きまして、12ページになります。

2つ目ですが、被害の未然防止についてであります。

密室状態の回避、それから校内の定期的な点検、児童生徒の画像の取扱いについて記載されております。

本市では、後ほど御説明をしますけれども、校内死角点検、それから不祥事防止セルフチェックにより対応しております。

続きまして、13ページを御覧ください。

3つ目ですが、相談体制の整備、厳正な処分についてであります。

児童生徒や教師等に対する定期的なアンケート調査の実施、それから相談体制の確保、警察等の関係機関との迅速な連携とともに、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分を徹底する旨の記載がございます。

本市では、後ほど御説明しますが、子どもにこにこサポート、それから教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フロー等により対応しております。

14ページを御覧ください。

このほか、特定免許状失効者データベースにつきましては、教員採用権者による任命、雇用の際の活用を義務づけることとしておりまして、本市では、正規職員につきましては、教員候補者採用選考を合同で実施しております千葉県におきまして、また臨時的任用講師につきましては、本市が本データベースと官報情報検索ツールにより確認を行っております。

続きまして、15ページを御覧ください。

官報情報検索ツールですが、比較の表にもありますとおり、児童生徒性暴力等以外の事由による教員免許の失効等を確認するために活用をしているところであります。

次に、3、千葉市における学校現場での教職員と児童生徒との適切な関係を保つ対策について御説明をいたします。

17ページをお開きください。

まず、市教育委員会における過去3年間の懲戒処分についてであります。

わいせつ関係の事案といたしましては、令和4年度の教職員による盗撮事案が1件、それから令和6年度の教職員間のセクハラ事案が1件、教職員による生徒に対する1対1の指導、SNSによる私的交流等の事案の計2件が発生しております。

18ページを御覧ください。

本市では、過去の性暴力事案を契機といたしまして、大学教授や弁護士から成る子供への性暴力防止対策検討会を設置し、令和2年1月から全9回にわたりまして、性暴力を生じさせる要因の分析や根絶に向けた有効な取組等について議論を重ね、令和3年6月に、こちらにありますとおり、子どもへの性暴力防止対策についての提言が検討会の座長から教育長に提出されました。

19ページを御覧ください。

その後、実効性ある対策について調査審議する体制を構築するため、令和5年4月に条例に基づく附属機関であります千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会を新たに設置いたしました。翌5月には、本市の性暴力から子供を守る取組について、当該委員会に諮問をし、令和6年3月に報告書が取りまとめられ、翌4月に教育長へ答申が出されました。以後も、各種の取組の改善について委員の皆様から多くの御意見をいただき、取組への反映を順次進めているところでございます。

20ページをお開きください。

次に、市教育委員会による主な性暴力等防止対策について御説明をいたします。

表にありますとおり、本市では、発生の防止、早期発見、発見後の適切な対応の3つの段階において、それぞれ取組を行っているところであります。

21ページをお開きください。

まず、発生を防止するための取組ですが、1つ目に、全校において校内死角点検を行っております。

近年、教員が指導等と称して児童生徒を呼び出し、わいせつな行為をする事例が多く発生しております。現場となるのは、空き教室や倉庫など、目が届きにくい学校の物理的死角であります。

また、教職員と児童生徒が2人で歩いてどこかに移動していても、指導の必要性などの思い込みにより、問題行動として認識されない状況がございます。こうした思い込みが、結果的に

は、学校内に心理的死角を生じさせることとなります。

各学校では、目が届きにくい場所の状況、特に扉を閉めると外から見えにくくなる場所を把握し、部屋の中に死角となる場所はないか等について点検するため、毎年4月に校内死角改善点検を実施しております。具体的には、空き教室等の施錠を必ず行う、鍵の管理を管理職等において一元管理する、廊下から教室内が見えるようにする、ドアを隠す掲示物は貼らないなどの対策を徹底しております。

22ページを御覧ください。

2つ目に、児童生徒を性暴力から守るための行動指針であります。

市教育委員会では、子供の権利及び安全配慮義務の理解促進、各教諭による児童生徒への性暴力防止のため、令和3年6月に児童生徒を性暴力から守るための行動指針を策定し、定期的に周知を行っております。

22ページから23ページにございますとおり、同指針では、性暴力につながる危険のある行為を列挙し、禁止しております。特に23ページですが、児童生徒とのSNSでの私的なやり取りや、今回問題となっている私物のスマートフォンの校内での持ち歩き、児童生徒に関わる重要な個人情報の私物の外部記録媒体への保存なども明記し、禁止しております。

続きまして、24ページを御覧ください。

3つ目に、同指針の周知方法として、教育職員等に対するセルフチェックを年3回、実施しております。

先ほど御説明申し上げました検討委員会の答申の中では、セルフチェックが加害教育職員に対する直接的な抑止力として機能するかどうかは、高望みはできないものの、周囲の教職員等の意識を向上させることができれば、一定の抑止力は期待できるものとして、評価をいただいております。

なお、こちらにつきましては、令和6年度から、実施対象者を教育実習生などにも拡充しております。

次に、25ページ、26ページを御覧ください。

4つ目に、外部有識者による教職員研修であります。

令和6年度から、表にありますとおり、階層に応じた段階的な研修や管理職講師等を対象とした研修を行い、性暴力、不祥事防止の取組、それから暴力のない安全・安心な学校づくりに取り組んでおります。

27ページをお開きください。

5つ目に、スクールレスキューであります。

スクールレスキューは、教職員の相談窓口として、ハラスメントに関する相談や職場における不正、疑問についての相談を受け付けておりまして、性暴力の発生防止に寄与する面もありますが、性暴力が発生した際の重要な連絡窓口にもなります。このことにつきましては、後ほど御説明をいたします。

28ページを御覧ください。

6つ目に、生命の安全教育であります。

毎年4月を生命の安全教育月間とし、自分を尊重し、大事にすること、被害者にならないことなどの意識の醸成を図っております。

29ページにありますけれども、具体的には、子どもの権利リーフレットを活用し、全児童生徒に対し、子供の権利やプライベートゾーンについて教えるなど、発達段階に応じた教育を繰り返し行っております。

これらの発生防止に向けた取組につきましては、名古屋市での事案を受け、最近の報道でも学校現場での取組として多く取り上げられていただいております、一定の評価をいただいているものと認識をしております。

続きまして、早期発見するための取組ですけれども、ページをお戻りいただきまして、25ページ、26ページを再度お聞きください。

早期発見のための取組といたしましても、外部有識者による教職員研修がございます。発生防止のための研修に加えまして、性被害発生時の初期対応研修、それから子供の話を聞くためのワークショップなども実施をしております。

それから、2つ目に、子どもにここをサポートです。

30ページをお聞きください。

子どもにここをサポートの取組では、児童生徒は、電話または手紙を通じてどのような悩み事でも相談をでき、手紙の場合は、料金受取人払いとし、切手は不要となっております。相談用紙は、学校、公民館に常設するとともに、毎年4月、7月、10月、12月の児童生徒が悩みを抱えやすい時期に配布しております。教育職員等からの体罰、性暴力も相談の対象としておりまして、相談内容が相談者の許可なく加害者に伝わることがないといったことが用紙に記載されております。

表にもありますとおり、相談件数ですが、増加傾向がございます。

31ページを御覧ください。

最後に、発見後、適切に対応するための取組ですが、市教育委員会では、教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フロー、こちらにありますとおり、対応フローを定めております。性暴力が発生した場合、初期対応として、まず誰に何をされたかを簡潔に聞き取り、児童生徒の安全を確保するため、関係職員を分離、速やかに管理職とスクールレスキューの双方に報告することとしております。市教育委員会と学校との役割分担と各自の行動規範をあらかじめ定めることで、児童生徒を守るためのより迅速かつ実効的な対応を行うこととしております。

なお、こちらのフローにつきましては、教職員向けに発行しておりますコンプライアンス通信などにより、定期的に学校への周知を行っております。

32ページを御覧ください。

こちらの対応フローに加えまして、全庁を対象とした公益通報につきましても、年度当初の綱紀の保持の通知と合わせて、教職員向けにも周知を図っております。

33ページをお聞きください。

市教育委員会では、今後も各学校で校長室のそばにこうしたポスターを掲示しまして、引き続き暴力のない安全・安心な学校づくりに取り組んでまいることとしております。

教育委員会からの説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございました。

今回の所管事務調査におきましては、教職員のといったことで、教育委員会所管もありましたが、我々、教育未来委員会におきましては、同じ所管としますことも未来局につきましても

説明を求めるところでございます。

それでは、幼児教育・保育部長、お願いいたします。

○**幼児教育・保育部長** 幼児教育・保育部長の小名木でございます。よろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

こども未来局からは、保育現場における職員と児童との適切な関係を保つ対策について御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目は、目次となっております。

資料の構成といたしましては、大きく国の対策と本市の取組について分けておりまして、この後、本市の取組を中心に御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

初めに、1、国の保育現場における性被害防止対策の推進についてでございます。

こども性暴力防止法が令和6年6月に公布されたところでございますが、国においては、この法律を起点として、こども家庭庁が中心となり、政府全体、関係業界を挙げて、子供性暴力防止に向けた総合的な対策を推進しているところでございます。

こども性暴力防止法は、学校や児童福祉施設などを運営する事業者が、児童への性暴力の防止に努めるとともに、被害児童などを適切に保護する責務を明確化し、子供の安全を確保するための措置として、性犯罪前科の有無の確認などを制度化したものでございまして、令和8年12月までに施行されることとなっております。

なお、既に令和6年から、児童への性暴力により保育士資格が取り消された者の情報が記録されている保育士特定登録取消者管理システムの運用が開始されておりまして、保育士を雇用しようとする場合には、本システムで登録取消の有無を確認しているところでございます。

3ページをお願いいたします。

国の性被害防止のための総合的な対策につきましては、加害の防止、相談・被害申告をしやすくする、被害者支援、治療・更生の4つの観点から推進されておりますが、このうち本市の取組にも大きく関連しておりますのは、こちらの加害の防止でございまして、具体的には、性被害を防止するためにパーティションやカメラといった設備を設置する場合の補助と、児童を性暴力の当事者にしないための生命の安全教育の普及、展開となっております。

なお、赤枠の部分につきましては、本市の取組の中で改めて御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

次に、2、本市の取組についてでございます。

まず、1つ目の保育者への教育につきましては、保育内容の専門性に留意しつつ、職員一人一人が子供の権利、人格を尊重し、保育所施設において虐待や不適切な保育を未然に防止するための研修や、児童を性暴力の当事者にしないための生命の安全教育について知識向上を図る研修を実施しております。

次に、2つ目の民間保育施設への支援につきましては、本市の巡回指導員が定期的に民間保育施設を訪問し、保育の内容、安全管理、施設的环境や職員の育成などについて助言、指導を行い、適切な施設運営と保育が行われるよう支援しているところでございます。

また、現在、性被害・性加害を防ぐための手引を作成しているところでございまして、より現場の実態に即した対応ができるよう支援していく予定でございます。

5 ページをお願いいたします。

先ほど保育者への教育の説明におきまして、保育の専門性に留意しつつと申し上げましたが、その詳細について御説明させていただきます。

保育の専門性とは、保育者が児童の養護、教育のために職務上必要な保育の展開、愛着形成や生活の支援、体調管理などを指しておりまして、具体的には枠内の参考に記載しております、だっこ、おんぶ、排せつ援助、着替えなど、未就学児を保育する上で欠かすことができない関わりのこととございます。

このような職務上必要な保育の展開におきましても、昨今の児童等への性暴力の防止に関する様々な施策、方針を踏まえて実施する必要がありますことから、全国保育士会により保育の展開時の留意点などをまとめた手引が策定されておりまして、本市におきましても保育現場や研修等で幅広く活用しているところでございます。

6 ページをお願いいたします。

こちらの資料は、全国保育士会が策定した手引の一部を抜粋したものでございます。

愛着形成を例に取りますと、周囲の人に対する信頼感や自己肯定感を培うために欠かすことのできない関わりであることを解説しておりますとともに、留意点といたしましては、必要以上の密着や執拗な声かけなどを行っていないか、客観的な視点から確認し、性暴力を疑われることがないように保育を展開していくことなどの必要性を示しております。

7 ページをお願いいたします。

国においては、教育啓発活動を通じた社会の意識改革と性暴力の予防の一環といたしまして、生命の安全教育を推進しておりまして、内閣府と文部科学省が連携し、幼児、小学生低学年、小学生高学年、中学生、高校生といった発達段階に応じた教材と指導の手引を作成しております。

幼児期における教材につきましては、枠内の参考に一部を抜粋して記載しておりますが、自分の体の大切さ、プライベートゾーンについて、嫌な気持ちにしない、させないの3部構成となっておりまして、教材を使いながら、児童自身に考えさせる時間を設けるなどの具体的な展開例について示されているところでございます。

本市におきましても、これらの教材や手引を保育現場で活用するとともに、保育所の知識向上を図る研修を実施しております。

次のページ、8 ページをお願いいたします。

こちらのページは、保育者への教育といたしまして本市が実施している、虐待・不適切な保育の未然防止に関する研修の令和6年度及び7年度の実績と予定の一覧でございまして、テーマ、内容などにつきましては、記載のとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。

こちらのページにつきましては、本市が実施している生命の安全教育の知識向上を図る研修の一覧でございまして、前のページと同じく、令和6年度及び7年度の実績と予定となっております。テーマ、内容等につきましては、記載のとおりとなっております。

10 ページをお願いいたします。

こちらのページは、児童への啓発について記載させていただいたものでございます。

これまでの御説明と重複する部分もございますが、児童への啓発につきましては、国が推進

する生命の安全教育を保育現場でも実施しているところをごさいますて、子供を性暴力の被害者、加害者、傍観者にしないために、指導の手引や教材に基づきまして、幼児期におきましては、発達段階に応じて、自分と相手の体を大切にできるよう取り組んでいるところをごさいます。

また、実際の保育の場面におきまして、幼児期は遊びや生活を通して学ぶ時期でありますことから、着替えのタイミングなどの保育での生活の中にて、自分だけの大切なところは、ほかの人には見せたり触らせたりしないようにすること、万が一、自分だけの大切なところを触られたら、嫌だと言ってよいこと、安心できる大人に話してほしいことなどを伝えております。

11ページをお願いいたします。

児童への性暴力を防止していくためには、保育者への教育、児童への啓発に加えまして、保護者への啓発も重要でありますことから、保育所での取組をお便りなどで保護者に周知し、保護者にも児童への人権教育といった観点も含めまして、生命の安全教育の理解が深まるよう啓発を行っております。

最後に、性犯罪防止対策に係る設備等支援についてでございますが、施設的环境を性暴力が起きないように整えていくことも重要でありますことから、性暴力の防止や児童のプライバシーを保護するためのパーティション、簡易扉、簡易更衣室、カメラなどを設置する場合の国による財政支援制度でございます。補助基準額は1施設当たり10万円で、補助割合は、民間施設の場合、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1となっております。公立の場合、国と市がそれぞれ2分の1となっております。

本市におきましては、令和7年度に1,610万円を予算計上しております。施設の環境改善を支援しているところをごさいます。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（阿部 智君） 御説明ありがとうございました。

まず初めに、本委員会は異例の閉会中審査となりました。大変公務御多忙の中、御協力いただきました委員の皆様にはお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そして、御対応いただきました所管の皆様におかれましても、大変御多忙の中、資料作成等をしていただいたことに感謝申し上げます。

今回の招集の理由でございますが、千葉市で教職員の逮捕があったことにおきまして、委員会を開いて説明を求めるものでございました。あわせて、他自治体で教職員を巡る大変な事件が起きておりまして、これはもう1自治体ではなく、文部科学省や国を巻き込んだ大きな問題でございますので、極めて重大かつ大事な案件でございます。今回の開催に至っているところでございます。

それに伴いまして、同じ所管といったことで、こども未来局におかれましても協力を求めたところでございます。

新しい議長に御指示いただいたところによりますと、今後、議会では、こういった委員会等の活性化、前議長からも言われておりますが、新議長もこういったものをしっかり委員会として取り上げて活性化していくように指示もいただいておりますので、今後いろいろと検討しているところでございます。

それでは、これより御質疑等に入ります。

御質問、御答弁に当たりましては、被害者の方の個人の特定につながるようなことのないよう、御発言には特に御留意をお願いしたいところでございます。

それでは、御質疑等、御意見、意見表明等ございましたらお願いいたします。それでは、吉川委員。

○委員（吉川英二君） 委員長、質問ではなくて、意見、要望といった形で。

○委員長（阿部 智君） どうぞ。自由闊達にお願いいたします。

○委員（吉川英二君） 会派として。

説明いただきました。

まず、教員による子供への性犯罪は、教育現場のそもそも信頼、安全性を損なう、非常に卑劣な行為でありまして、断じて許されることではないこととございます。

本市を含め、先ほども説明がありましたが、名古屋市と横浜市の小学校教員の盗撮等々、児童へのわいせつ行為で教員の逮捕が相次いで起きておりまして、委員長からもありましたけれども、本市だけではなくて、至急の対策強化が急務だと考えております。

重ねてですが、性暴力は、子供たちに対して、回復し難い生涯の傷を負わせるということをもまず認識しつつ、実際、性的知識の未熟さから、立場の弱さに乗じて行われるケースがあると思っております。周囲が気づきにくいといった課題もあると思えます。もうとにかく子供への性犯罪を未然に防ぐ仕組みの強化が欠かせないと思っております。

我が党としても、そのような被害者の声を受けて、先ほども説明がありましたけれども、国でも2021年に教育職員による児童生徒性暴力防止法が制定されまして、2023年度から児童生徒への性暴力で教員免許を失効、取上げとなった人の情報を蓄積したデータベースの運用が始まっています。ただ、本当の再発防止に向けて、教壇に立つことを厳しく制限する目的でつくられてはいるのですが、まだまだ実際、運用がどうなのかといったところもあります。

あと、また先ほどもありましたけれども、2024年6月に、いわゆる日本版のDBS、こども性暴力防止法が成立し、2026年ですから、来年の12月までの制度導入に向けて、こども家庭庁を中心に、今、議論を進めておりますが、実際に議論している中で、まだ課題も浮き彫りになっているといったことで、2024年の文部科学省の調査だと、これは私立ですけれども、私立の小中高などを運営する学校の法人が、この教員採用のデータベース、国のデータベースを活用した性暴力による処分歴を確認する業務を75%の法人がこの確認義務を怠っていた事実もあると認識しています。

当然ですが、国のデータベースの確認、国によってそのデータベースの確認義務を周知徹底しなくてはいけないと、国がやらなければいけないこと、千葉市がやらなければいけないこと等々、いろいろとありますけれども、いずれにしても、もう再発防止に向けて、ハード面、ソフト面もそうですが、やはり教員の倫理の規範意識の向上に加えて、児童が相談しやすい体制等々を含めて、対応していく必要があると思っております。

いずれにしても、再発防止に向けて、特に今回関わった児童、保護者へのケアを十分していただき、先ほど委員長からありました、本市だけの問題ではなくて、当然、我が党としても、国、政府と連携しながら、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございますか。では、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 御説明ありがとうございます。

大変勇気の要る課題といたしますか、こちらも質問するときには問われる立場になるかと思えますし、かといって、この被害の状況、個人的な情報まではといったことだと思いますけれども、小児のわいせつは支配欲だと言われていて、何度も繰り返すと言われていたので、現場から、子供に接しないとといったようなことで、的確な対応をされなければならないことだと思っています。

千葉市の対応は、今、御説明をいただいたので、現在は特に発覚していないと思えますし、教育委員会の皆さんも、もちろんそれが二度と起こらないようにと思っていられっやと思うので、的確な対策を取っていただくことが必要だと思っています。

ただ、万全にということが非常に難しい問題であるのと、それから教育の現場と、それから保育の現場と、同じ子供の対応になりますけれども、保育になると、愛情表現も含めて、日常的な保育の中で、子供との関係性を培っていく現場でもあるので、非常に難しいことだと思っています。相談の体制と、それからどこまでデータベース化したものを現場で生かすことができるのか、徹底できるのかというところが非常に難しい問題であると思うのですが、今回非常に重たくて、この1回だけでどうなのかと、もっと深掘りをする必要があるのかとも思えますし、定期的に現場でやっていただいている努力を私たちもしていきたいと思えますし、国も含めて、全体的に取り組むべきだと考えております。

質問は、なかなか……

○委員長（阿部 智君） 大丈夫ですよ。意見などで構いません。

○委員（盛田眞弓君） では、意見ということで、よろしく願いいたします。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） では、一問一答で少し質問もさせていただきたいのですが、御説明ありがとうございます。

私が聞いてみたいのは、6月18日に保護者説明会を開催している中で、保護者の方からはどのような質問や御意見が出たのか、そこをもし記録があれば教えていただきたいと思えますけれども。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 お世話になります。教育職員課、川島でございます。

6月18日の保護者会は、質問に関しましては、まず質問の前段階で、子供たちに心の傷を負わせてしまったことの謝罪と、現状について、そして今後の対応について説明をいたしました。

保護者からの質問は、その場では、全体の場ではございませんでした。会が終わりました後、個別に管理職のほうに相談に来た中では、先生方もかなりの心労があるのではないのでしょうかと、私たちも支援していきますといった声を中心でございました。

一方で、子供のケアを引き続きよろしく願いしますといったお願いの声がございました。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） ありがとうございます。つまり、これまで教育委員会の皆さんもい

ろいろな取組をされている中で、防止対策なども含めてやってきているのは、恐らく保護者の方にも伝わっているのかなというところで、その中でそれぞれ、今、委員がおっしゃっていましたけれども、とても難しい問題が、事件として起こってしまったところが、ここを防止していくには本当にどうしたらいいのかは、なかなか難しい課題ではあると思いますが、今おっしゃったように、保護者にしっかりと教育委員会としての取組が伝わっているのであれば、恐らく両者が同じような発想でこれからも取り組んでいただけるのではないかと感じております。

もう一つ、保育の現場のほうで伺いたいのが、今、男性の保育士がおむつ替えなども実際にやっているかと思えますけれども、この割合は実際にどのぐらいいらっしゃるのですか。現場です。

○委員長（阿部 智君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課、田中でございます。

まず、公立保育所における4月1日の正規職員の保育士698人の中で、男性保育士は49人、約7%となっております。

また、会計年度任用職員につきましては、勤務時間が職員によって大きく異なりますので、単純な雇用人数で御報告させていただきますと、全体が854人の中で、男性が9人、約1%となっております。

また、民間保育施設につきましては、運営費等に係る申請書類において、一定数の男性保育士が従事していることは把握しておるものの、全園の書類に記載があるものではなく、かつ運営費の算定に当たっては性別は不要といったことがございまして、統計的な整理は行っていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） 私も、孫が保育の現場にいる中で、いろいろな親御さんと話した中では、やはり抵抗がある方もいらっしゃる、もちろんその方たちが一生懸命働いているのは分かるけれども、それに抵抗を感じる方、親御さんもいらっしゃる中では、このような事件に将来的に発展していくと、やはりといったところが出てくる気もしないでもないです。ただ、それは否定するものはないのですが、そういった声があることも御理解いただきたいところでございます。

ですから、私、今日、こども未来局のほうの話、保育の現場と、両方聞かせていただいて、行政側としてはしっかりとこれまでも取り組んでいる中では、やはりこういった所管事務調査を通じながら、我々も理解していきながら、よりよい保育現場、教育の現場なども含めて、つくり上げていって、以後、こういった事件が起きないように、我々も一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございますか。では、渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 一問一答でお願いします。

まず、意見としては、子供を守る立場である教員が、抵抗できない状態にある子供に対して、このような卑劣な行為をしたことは許されないことだと思えますし、やはり再発防止や、被害

生徒はもちろん、千葉市内に通う小中学生の心のケアにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

まず、質問についてですけれども、定期的なチェックをしていることは伺ったのですが、例えば、採用時について、面接で何か質問をするなり、何かそういった事件を起こすような兆候がないかどうか、確認のようなものは行っているのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。

教員の採用選考におきましては、第1次選考では、筆答試験のほかに集団面接を行っております。

また、2次選考では、模擬授業、そして個人面接、この個人面接はたっぷり時間を30分ほど取りますので、その中で本人の特性等々も確認をしていく。加えまして、適性検査を実施しておりまして、性暴力に特化したわけではないのですけれども、行動の傾向、あるいは感情の分析等々を確認することができる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。なかなか最初の面接だけでは、やはり十分に見えない部分はあるかとは思いますが、再発防止の一環として、そうした採用時の確認も、引き続きよろしく願いいたします。

それから、今回、先ほどの教育委員会のほうで、不祥事防止のためのセルフチェックについてですけれども、ただいま学校は、例えば、部活動において民間の方に来ていただいたり、そういったこともあるかと思いますが、今後、このセルフチェックの対象に適宜追加を行うことも考えているのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。

不祥事防止のためのセルフチェックにつきましては、毎年度、内容については更新をしておりまして、課題になるような内容については追加をしているところでございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。実施対象者についても、適宜検討はしてくださっているということによろしいでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。

実施対象者につきましては、基本的には学校の業務に携わっている者全員としております。

また、昨年度より簡易のチェックリストを作りまして、ボランティアの学生等々も含めて確認をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。では、引き続き、適宜検討をお願いいたします。

丁寧に説明と質問に答えていただき、ありがとうございます。引き続き、再発防止に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございました。

ほかにごいませんか。では、伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） では、一問一答でお願いいたします。

今、私の手元に、愛知医科大学の大橋渉先生、准教授の方の研究の概要があって、そこによると、教員及び保育士の性犯罪の特徴を分析している研究ですけれども、これを見ると、18歳以上の方に対する性犯罪と未成年者に対する性犯罪で、有意に未成年者のほうが多いことが示されていて、だからこそ教員、もしくは保育士に対する特別な対策が必要だといった論文です。質問の仕方が難しいのですが、やはり教師、もしくは保育士、児童生徒と日頃から触れ合えるような仕事に、こういったいわゆる小児性愛者の方が多く入り込んでしまう傾向が何となく示唆されている研究ですけれども、そういったところをどう捉えているか。少し難しいのですが、あれば見解をお願いします。

○委員長（阿部 智君） お答えが難しいかもしれませんが、細かくなくてもいいのです。少し難しいですか。それでは、教育職員課長、可能な範囲でどうぞ。

○教育職員課長 教育職員課でございます。

私どものほうは、過去に発生いたしました案件、これを風化させないといったところで、まずはいろいろな方策を練っているところでございます。その中で、先ほども説明させていただきました千葉市の児童生徒性暴力等防止対策検討委員会、こちらには学識の方、あるいは医療関係の方、そしてカウンセラー、弁護士と、多様な人材に入っておりますので、その方々の知見を加えながら、いろいろな角度から施策を点検することによって、改善を進められると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

こども未来局、どうですか。それでは、幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課長でございます。

まず、お子さんに関わる仕事といったことで、一定程度、やはりお子さんに対する愛情深いという観点を皆さんお持ちだといった認識で我々もおります。

先ほどおっしゃられたような幼児性愛の定義は非常に難しいところではありますが、私どもとしては、やはり人物をしっかりと見させていただいて、しっかりと子供と向き合って応答的な対話をしていけるような、そういった保育者の採用や、あとは国の仕組みなどを活用して、そういった方々が未然に入ってくることを防ぐような仕組みを今後も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 分かりました。ありがとうございます。

では、先に教育委員会のほうに聞きますが、そういう前提に立つことも非常に重要だと思っていて、その前提で質問すると、今日、このような取組をしていますといった御説明を、冒頭いろいろといただいたのですが、改めてやはりそう考えると、教員のスクリーニング、こういったところをしっかりとやっていくことが重要かと思えます。冒頭に御説明が多分あったと思い

ますが、改めて教員に対するスクリーニングをどのようにやっているのかをお示しいただきたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。

本市では、教員採用時に、まさに法律により活用を義務づけられております児童生徒性暴力等の事由による特定免許失効者データベースに加えまして、これまでもやっておりました児童生徒性暴力等以外の事由も確認できます官報情報検索ツールを活用しているところでございます。

今後、国の日本版DBSの動向も注視しながら、また先ほど申し上げましたけれども、千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会等の専門家の知見を踏まえながら、まさに個人が抱える問題の早期発見に向けた手法について、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 教員採用時という御答弁だったのですが、現職の教員だとどのように対応されていますか。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 現職になりますとなかなか、確かに教員の特性、資質などを把握していくことは、一定の有用性があると感じているところ、認識しているところではございますけれども、一方で人権尊重への対応等の問題、課題も含めまして、多様な視点から研究をしていく必要があると考えているところでございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 分かりました。現状はそのようにされているといったことで、日本版DBSが導入された場合は、たしか現職の先生も対象になると思いますので、現状でできることは、データベースや、そういった検索ツールを使って対応いただいているといったことだと思いますが、日本DBSはもっと厳しい内容になってくるかと思っておりますので、しっかりと適切に対応をお願いしたいと思います。

教育委員会は、以上です。

次、こども未来局のほうですが、テーマは今日の内容から少し発展してしまうんですけども、執行部から、こども性暴力防止法による性犯罪前科の有無の確認が制度化される旨の説明がございました。

昨今、いわゆるスポットワークの保育士に関する問題点がマスコミで取り上げられております。先日も、国が全国の実態調査を行うとの報道がございました。

スポットワークは、基本的にその職場で短期間に限って働くことを前提とする働き方でありまして、被用者の人となりや経歴等を十分に把握することが非常に難しいことから、性犯罪歴の確認と制度化と、相入れない面があると感じられます。

そこで伺います。

市内保育施設でのスポットワーク保育士等の活用状況を把握しているのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

今般、令和7年7月でございますけれども、市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等、それから認可外の保育施設435か所を対象に、アンケート調査を実施いたしました。

調査対象の6割に相当する271施設から回答をいただきまして、そのうち、スポットワークの保育士等を活用したことがあるとの回答は、約5%に相当する13施設でございました。

また、この13施設のうち、病気等のやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽出た場合に活用したとの御回答は4施設、1から2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返して活用との回答が5施設、その他の御回答が4施設でございました。

今後、国の実態調査の結果を受けた動向も注視しながら、本市としての考え方を整理してまいる必要があると考えてございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） そうしますと、市として、このスポットワーク保育士の活用をどのように考えているのか、またアンケート結果をどのように受け止めているのか、お示してください。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

令和7年2月に発出されました国の事務連絡のとおり、本市といたしましても、スポットワーク保育士を最低基準上の保育士定数の一部に充てることは望ましくなく、また保育士という職につきまして、1から2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは、保育所の運営に当たって望ましいものではないと考えてございます。

今回のアンケート結果から、スポットワーク保育士を活用している市内施設は少数にとどまると考えておりますけれども、一部、1から2日程度の短期の雇用を長期的かつ継続的に繰り返して活用と回答した施設もございまして、国と市の考え方を改めて周知しますとともに、それらの施設の実情をさらに詳しく把握する必要があるかと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 今、望ましくないと御答弁がありましたけれども、そうすると市としてスポットワーク保育士の対応を今後どのように考えるのか。今、国の考え方、市の考え方をどうのこうのとありましたけれども、改めて伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

保育士等の職務の内容、あるいは特性から、スポットワークは決して望ましいものではないと考えておりますものの、国が一定の範囲で活用を容認している現状に鑑みまして、現時点で市が独自に全面的に活用を禁止することは困難であろうと考えているところではございます。

国の実態調査の結果を受けた動向を注視いたしまして、各施設における人材確保の実情や、事業者の方々の御意見も踏まえて、市としての対応を検討してまいりたいと考えてございます。あわせまして、千葉県手当、あるいは宿舍借り上げをはじめとする保育士等の各種所得改善、ちばし幼児教育・保育人材支援センターの活用、あるいは保育士等の労働環境の改善等を通じまして、各施設におけます保育士等の確保を後押ししてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 最後です。

こども性暴力防止法による性犯罪歴の確認がスタートした際に、スポットワーク保育士等の性犯罪歴は、誰の責任で、どのようなルートで確認するのか伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

現時点では、スポットワーク保育士等の性犯罪歴の確認方法につきまして、直接言及した公式の資料等を把握していないところでございます。性犯罪歴の確認の主体等につきまして、7月10日にこども家庭庁に私どもから問合せを入れておりますが、現時点ではまだ返答いただけていない状況でございます。

極めて短い時間で雇用契約が締結されることがスポットワークの特性でございますけれども、犯罪歴の確認に一定の時間を要すといったことでありますと、そもそもスポットワーク保育士の活用自体が困難になることも考えられるかと思っております。

現在、こども家庭庁が設置されたこども性暴力防止法施行準備検討会等におきまして、法施行に向けた諸課題への対応が検討されておりますので、スポットワーク保育士等の取扱いに関しましても、その中で整理されるべきものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 分かりました。そうしたら、最後、意見です。

現状、一部、保育施設でスポットワーク保育士を活用されておりますが、性犯罪歴確認の制度化に当たっては、国の動向を注視しつつ、千葉市として、子供たちを性被害に遭わせないことを最重視した運用をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

松坂委員。

○委員（松坂吉則君） すみません。質問を少し。一問一答です。

先ほど伊藤委員からあったように、現職の職員に対してスクリーニングがしづらいような、先ほど意見がありましたが、そもそも論で、性嗜好障害の方々も教員試験を受けて入ってきて、潜在的にいるのではないかといった認識はお持ちではないんですか。

○委員長（阿部 智君） よろしいですか。それでは、教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。

一般の仕事と比べてということになるのかもしれませんが、やはり教育、あるいは子供に対して興味関心が高いということは、認識としては持っております。個人的なものかもしれませんが。

その一方で、それに対してしっかりと私たちも適正に対応できるように研修を重ねていくことが必要なのではないかと認識をしているところでです。

○委員長（阿部 智君） 松坂委員。

○委員（松坂吉則君） 性嗜好障害だったり、幼児性愛者だったり、やはり繰り返すんですよ。

ね。僕、かなりこれは調べてみたんですけども、癖になるというか、繰り返す方が多いんです。そういった意味でも、採用におけるスクリーニングは今後していくとのことですが、やはり先ほども説明があったとおりに、現在、この間のLINEを含めたあのような盗撮犯罪もそうですけれども、少なからず現職の先生方が多くの場所で捕まっているという全国的な話の中で、今後その点に着目をして対応していくのが、今回の委員会のこの調査の趣旨だと僕は思うんですが、その点について、なかなか難しいですよという話で終わってしまったら、これは何のためにやったのかと思うわけです。

そこについて、今後どのような検討、研修会をやるとは先ほど聞きましたが、それは分かるんですけども、そういう潜在的にいる人たちがいるとすれば、千葉市でもそのようなことがもう起こっているわけで、また繰り返される可能性が非常に高いと思っているわけですが、その点の対策をどのようにしていくのかが、我々の一番聞きたい部分であると思います。

私のところにも、相当電話もかかってくるし、メールも来ています。そういう流れの中で、今後その点についてどう対処していくかを聞いたかったので、その点をどうしていくかを教えていただければと思います。（「難しい」と呼ぶ者あり）いや、難しいではなくて、だからそれをどうするのかといった話でしょう。

○委員長（阿部 智君） では、総括的に。それでは、教育職員課長。

○教育職員課長 現状、体罰・セクハラアンケートが、まずございます。あるいは、スクールレスキューという仕組みもございます。こういったものの活用を有用にすることによって、同僚性という言葉もよく使われますけれども、お互いの様子を確認し合ったり、そして先ほどセルフチェックといったものがございましたけれども、年に3回以上実施しておりますそのセルフチェックを基にした面談等々で、本人の気持ちの確認、あるいは心配事などはケアをできるのではないかと、一定程度、考えているところでございます。

○委員長（阿部 智君） 松坂委員。

○委員（松坂吉則君） 分かりました。それで、教育委員会がやって、それで抑えられるといったことであれば、それはもうそれで、これ以上言う必要性はないので。ただ、また今度起こってしまったときには、次の段階を考えなければいけないと思うので、その点も、それで今、対応できるとのことなので、それに期待して、そういったことは次に起こらないようにしていただければいいのではないかと思いますので、今の時点では分かりました。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございますか。

では、ほかになれば、こちらで締めたいと思いますが、今回の案件につきましては、非常に難しい案件だったと思います。御答弁される所管の皆様も苦しいわけですが、質問する委員も、やはり非常に苦しい質問だったと思います。しかし、我々は、この件について逃げてはいけない。しっかりと向き合って、この千葉市にいるお子様の対応をしっかりとしていくのが我々議会、そして所管の皆様だと思っています。

教育委員会におかれましては、教職員の事件、事故につきまして、御報告いただいたところでございますが、このようなことが今後もあった場合は、早急に議会に御報告いただきたいと思っています。

そして、名古屋市の主幹教諭の事件につきましては、千葉市では関与した人はいないことを

確認できたことは、非常に大きかったと思っております。

そして、いろいろと御指摘もありましたが、ただほかの市や自治体と比べても、千葉市の対策は、十分とまでは難しいですけれども、非常に多くの取組をしていたことも確認できたと思いますので、それはもう評価するところでございます。しかし、まだまだそれで十分ではありません。ほかにも御指摘もあったと思いますので、その辺りは重く受け止めていただきたいと思います。

こども未来局におかれましては、数点課題もあったようでございます。このような公的な委員会での指摘、特にスポットワークのところでの性犯罪でのスクリーニングは不十分であったといった点を、この公的な場面での指摘は、日本で初めてだったことだと思います。なかなか難しいかもしれませんが、議会からの指摘があったことも重く受け止めていただけたらと思っております。

それでは、ほかに御発言はないとのことございまして、以上で教職員の性暴力事案と本市の対応についての所管事務調査を終了いたします。ありがとうございました。

これもちまして、教育未来委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 39 分散会